

5歳児健康診査システム
導入・運用保守業務

仕様書

令和8年4月

広島市こども未来局こども青少年支援部

1 業務名

5歳児健康診査システム導入・運用保守業務

2 目的

5歳児健康診査においてシステムを導入し、一段階目アンケート（以下「一段階目」という。）の回答受付及び二段階目集団健康診査（以下「二段階目」という。）の対象者の抽出、二段階目の日程変更等をシステムで一元的に実施することなどにより、市民の利便性の向上及び5歳児健康診査業務の効率化を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日とする（令和8年8月1日のシステム本番稼働を想定し、運用保守業務を含む）。

4 履行場所

発注者が指定する対象施設及び受注者が利用する施設

5 対象施設

5歳児健康診査システムは、広島市こども未来局こども青少年支援部及び各区厚生部地域支えあい課（下表のとおり）で利用予定である。

使用場所	住所
こども青少年支援部	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 ※R8年夏頃移転予定 (広島市中区国泰寺町一丁目4番21号)
中区地域支えあい課	広島市中区大手町四丁目1番1号
東区地域支えあい課	広島市東区東蟹屋町9番34号
南区地域支えあい課	広島市南区皆実町一丁目4番46号
西区地域支えあい課	広島市西区福島町二丁目24番1号
安佐南区地域支えあい課	広島市安佐南区中須一丁目38番13号
安佐北区地域支えあい課	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
安芸区地域支えあい課	広島市安芸区船越南三丁目2番16号
佐伯区地域支えあい課	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号

6 導入スケジュール

内容	期間
契約締結	令和8年4月上旬
システム導入	(契約締結日)～令和8年7月31日
先行公開	令和8年7月1日～令和8年7月31日
本番稼働	令和8年8月1日～

7 システムの要件

クラウドサービス（SaaS 方式）で下記サイトを提供すること。

- ・住民向けサイト（一段階目）
- ・住民向けサイト（日程変更）
- ・管理者向けサイト

また、5歳児健康診査システム（以下「健診システム」という。）は、次の各要件を備え、別紙1『「5歳児健康診査システム」機能仕様書』を満たすこと。業務フローについては別紙2『健診システム導入後の事務フロー』を参照すること。

(1) 基本要件

- ① 一段階目に回答するサイト（住民向けサイト（一段階目））を URL で提供すること。
- ② 住民向けサイト（一段階目）は個人ページとし、ログインに必要な ID 等は、月 1 回発注者から提供される対象者リストに基づき割り当て、発注者に報告すること。
- ③ 一段階目の回答内容は、対象者ごとに帳票出力でき、A4 印刷できること。なお、帳票には「市記入欄」を設けることとし、レイアウトは発注者と協議して決定すること。
- ④ 発注者が定める基準により一段階目の結果を判別し、リストで提供すること。一段階目の結果は「二段階目対象」「二段階目対象外」「医療機関、療育機関に通っているため二段階目対象外」「二段階目対象外だが、区による支援が必要」を想定している。また、発注者が指定した対象者については、回答内容に関わらず「二段階目対象」と案内できること。
- ⑤ 一段階目の結果は翌日までに反映されること。また、一段階目の結果を回答者に対し、メールで一括送信ができること。
- ⑥ 「5 対象施設」で利用する管理者向けサイト（以下「管理者向けサイト」という。）では、判定結果の修正ができること。
- ⑦ 二段階目対象者には、居住区の健診日程を割り当てること。割り当ては、毎年度当初に発注者から提供される健診日程に基づき、1回あたりの上限人数を超えないこと。
- ⑧ 誕生日から計算して4歳6か月から5歳6か月の間の健診日のみ二段階目の日程変更が受け付けられるサイト（住民向けサイト（日程変更））を URL で提供すること。また、住民向けサイト（日程変更）は個人ページとすること。
- ⑨ 管理者向けサイトでは、住民向けサイト（日程変更）の情報を確認できること。
- ⑩ 電話による市民からの問合せも考慮し、二段階目予約状況がリアルタイムで確認できること。
- ⑪ 管理者向けサイトより、職員による代理で一段階目の回答や二段階目の日程変更の入力ができる、住民向けサイトからの日程変更と管理者向けサイトからの日程変更とは一元的かつ効率的に管理できること。
- ⑫ 対象者情報の取り込み、リストの出力は LGWAN 回線を利用したセキュアな方法であること。
- ⑬ 対象者情報はパブリッククラウドには配置せず、かつインターネットと接続している領域とは切り離された領域で管理すること。なお、当該領域は受注者が管理・運営している環境

とすること。

⑭ 案内通知物の作成及び発送ができること。想定される仕様は以下の通り。

ア 送付種類等

・一段階目の案内通知

様式：A4、両面カラー、一段階目の回答用二次元コード及びログイン ID やパスワードの記載あり（R8 年度：長 3 封筒、R9 年度：角 2 封筒）

R9 年度以降同封物：パンフレット（A4、両面カラー6 ページ）

送付数：R8 年度 800 件、R9、10 年度各 8,200 件

・一段階目の未回答者への催促通知

様式：両面カラー、一段階目の回答用二次元コード及びログイン ID やパスワードの記載あり（長 3 封筒またはハガキ）

同封物：なし

送付数：R8 年度 400 件、R9、10 年度各 4,100 件（※）

※一段階目未回答者を選定した上で発送すること

・二段階目の案内通知

様式：A4、両面カラー、ログイン ID やパスワードの記載あり（長 3 封筒）

同封物：A4、両面カラー1 枚

送付数：R8 年度 120 件、R9、10 年度各 1,300 件（※）

※一段階目対象者の 15%程度を想定。件数は変動する可能性あり。

イ 送付時期

R9 年度以降は、各様式を月 1 回対象者へ送付する。ただし、R8 年度は先行実施のため 10 月（11 月対象者）のみ送付とする。

（2）信頼性要件

J-LIS 総合行政ネットワーク ASP アプリケーションサービスリストに登録されたクラウドサービスを利用すること。

また、システムを稼働させるプラットフォームは耐震又は免震機能を有し、自家発電設備や空調設備を備えた日本国内の施設で運用すること。

- ① 万が一、サーバー環境に障害が発生しシステムがダウンした場合も、システムを継続利用できるよう、HA 構成等高可用性対策が取られていること。
- ② サーバーを管理するデータセンター及び運営・管理する法人の本社は、日本国内に存在するものとし、必要に応じて当市からの観察を受け入れができるものとすること。
- ③ 大規模災害等で変電所からの送電が止まった場合、無給油で 72 時間以上の連続稼働を実現する自家発電装置をデータセンター内に有していること。
- ④ データセンターの受電設備や UPS（無停電電源装置）などの各種基盤設備が全て冗長化されていること。
- ⑤ データセンター内の監視体制として、24 時間 365 日アラート監視を行っていること。

(3) セキュリティ要件

- ① 本システムについて、機密性・完全性・可用性に配慮し、情報の漏洩や障害の発生の防止、データの消失防止を図った構成とすること。
- ② 指定したユーザー・通信プロトコルだけが情報にアクセスすることができるよう、機密性を確保すること。
- ③ 誤操作を行った場合に、安易にデータが削除されがないよう、必要な措置を講ずること。
- ④ アクセスログ（認証ログ・操作ログを含む）を取得すること。また、十分なストレージ容量を確保し、取得したログを年度単位で1年間保管すること。また、本システムの運用中に何らかの障害やトラブル等が発生した際に、必要なログを出力可能とすること。
- ⑤ 不正プログラムの感染を防止する機能について、全てのサーバーに導入すること。また、新たに発見される不正プログラムに対応するための更新を行い、効果を維持すること。
- ⑥ セキュリティ環境
 - 1. 管理者向けサイトの閲覧や予約情報の移出等はLGWAN環境を利用してできること。
 - 2. 住民向けサイトはSSL通信で暗号化されていること。
 - 3. 住民向けサイトの通信（インターネット）については、WAFおよびIDS/IPS※を用いて不正アクセスを防止すること。また、セキュリティ対策における運用監視については、24時間365日の監視を行うこと。
 - 4. 運用開始前に脆弱性診断を実施し、発見された脆弱性について、是正を行うこと。

(4) 拡張性・柔軟性要件

- ① 市の人口規模などを勘案し、保存されるデータ量が飽和状態とならないように、データの保存容量を確保しておくこと。
- ② 保存容量を追加することになった場合には、受注者の責任において行うこと。なお、当該作業に伴うシステム停止が発生する場合は、作業予定日の1週間前までに担当者に連絡し、承認を得たうえで作業を行うこと。
- ③ 繼続的なサービス向上のため、定期的なバージョンアップによる機能追加がなされること。
- ④ 対象者情報等をもとに、住民に対する案内通知物のPDFデータを作成するオプション機能を提案可能であること。

(5) テスト要件

- ① 受注者において運用テストを実施すること。
- ② 発注者が、運用テスト結果からシステム機能が本業務使用に適合しないと認めるとときは、発注者及び受注者双方の協議の上、速やかに機能の見直しを行うこと。
- ③ 利用開始後であっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、必要な運用テストを実施すること。また、その結果、システム機能が本業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、発注者及び受注者双方の協議の上、速やかに、機能等の見直しを行うこと。た

だし、機能の見直しにあたっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもつて実施すること。

- ④ 受注者は本番稼働前までに障害時等を想定したバックアップデータからのリカバリテストを実施すること。なお、当該テストを実施し、問題点が発見された場合は速やかに改善すること。
- ⑤ 受注者は各種テストの結果について、速やかに発注者に報告すること。

(6) バックアップ

- ① 管理するデータが消失しないよう、本システムのバックアップを1日1回以上取得し、ストレージ等へ3世代以上、保管を行い、バックアップデータからの復旧ができること。
- ② 障害発生時は発注者の承認後、指定したバックアップデータから速やかに復元すること。

(7) システム運用・保守要件

業務履行期間終了までの間、運用・保守管理を行い、発注者と協議の上、必要な維持管理を行うこと。本業務又は本業務に関連する事項について、発注者からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、発注者に積極的な提案を心掛けること。

- ① サービスの提供時間は、障害時などを除き、24時間365日とする。なお、点検などの事前に予見される対応のためにシステムが利用できない時間が見込まれる場合には、その日の1週間前までに発注者に通知すること。
- ② 障害発生時などの発注者からの連絡対応については、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで受付対応すること。
- ③ 本システムの稼働状況を定期的に分析し、最適な稼働環境を整備すること。
- ④ システムの保守は別途費用（出張費等）を要求することなく実施すること。
ただし、発注者が追加費用の発生を承認し、機能の追加を要求した場合に関してはこの限りでない。
- ⑤ システムの不都合等、予見される事象を発見した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- ⑥ システムのバージョン管理を行い、変更履歴を調査できること。
- ⑦ 制度改正に併せてシステムのバージョンアップ（機能アップデート、バグフィックス対応）を実施し、最新制度に対応したシステムを常に利用できるようにすること。このバージョンアップに関する費用は本契約に含むこととする。
- ⑧ 「5 対象施設」利用者のOSやWebブラウザ等のバージョンアップ等に隨時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。このバージョンアップに関する費用は本契約に含むこととする。
- ⑨ 本システムの軽微な変更には無償で対応すること。
- ⑩ 国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。また、修正箇所、内容等に関する報告書を提出すること。

⑪ その他、無償での機能の追加など、有効な保守サポート方法について検討すること。

(8) 障害保守要件

- ① 本番稼働前に発注者・受注者の役割と対応フローを明示した障害体制フローを明示した障害体制フローを策定し、発注者の承認を得ること。
- ② 初期対応として、速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）の切り分けを実施し、本システムに起因する場合は復旧の見込み時間を発注者に報告すること。
- ③ 復旧まで2時間以上要する見込みの場合は、少なくとも2時間おきに関係者に状況報告すること。
- ④ 情報の収集、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。
- ⑤ 上記②から④までの対応に当たり、関係者へ速やかに連絡等すること。
- ⑥ 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあたっては、プログラムの修正等の対応作業（再設定。動作確認含む。）を実施すること。この作業に係る費用は、本契約に含むこととする。また、再発防止策を提示すること。
- ⑦ 発注者において障害が発生していない場合でも、発注者と同様のシステムを導入している他の団体で障害が発生した場合は、発注者への影響調査を実施し、対応すること。対応費用は本契約に含むこととする。
- ⑧ 障害の発生を確認した際は、報告書を提出すること。

(9) 各種リスト出力

リストは全てエクセル形式とする。

- ① 対象者情報、日程変更情報など健診システムで保有している情報から必要な項目を、指定したレイアウトでリスト出力できること。
- ② アンケート分析結果をリスト出力できること。なお、分析結果は4種類「二段階目対象」「二段階目対象外」「医療機関、療育機関に通っているため二段階目対象外」「二段階目対象外だが、区による支援が必要」のリスト出力を想定している。
- ③ 一段階目未回答者はリストで確認できること。
- ④ 二段階目対象者情報（二段階目割り当て日程を含む）は区ごとにリスト出力できること。

(10) 健康管理システム連携要件

健診システムで保有している情報については、発注者の求めに応じ、本市健康管理システムへの取り込みに対応した様式で提供すること。

上記データの提供に関して、必要に応じて本市健康管理システム保守業者との協議に応じること。

(11) 研修

- ① 本番稼働前に、職員に向けた操作方法の習得を目的とした研修（システム担当者はオンライン出席も可能）を行うこと。研修については対象職員に対して、十分理解できるように実施すること。なお、研修の効果を最大限に發揮するため、研修時までに本番環境に近い状態でシステムを試用できるものとする。
- ② 予定する研修のカリキュラムやマニュアル案を提示すること。
- ③ 研修に必要なPC、通信回線、電源等は発注者が用意する。
- ④ 受注者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者数は協議による。

7 納品物

本業務における納品物を以下に示す。

(1) システム

「5 対象施設」において機能が利用できる状態をもって納品されたものとみなす。

(2) 導入開始時提出物

現時点では、下記に示す資料を想定している。詳細は受注者との協議による。本システム受注者は、隨時、資料を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- ① 導入業務完了届
- ② システム操作マニュアル

納品先 広島市こども未来局こども青少年支援部（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

8 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜発注者及び受注者双方の協議により処理する。
- (3) 受注者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (4) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (5) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (6) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (7) 履行にあたり、受注者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受注者の責任において処理すること。
- (8) 発注者又は発注者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ発注者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (9) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、配信前にデータが第三者に漏えいしないよ

う、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。

- (10) 受注者が作成した本システムのコンテンツ等に関する著作権は、受注者が有するものとする。
- (11) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (12) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。